



2024年度町田市事業承継事業補助金 募集要領

事業承継に課題を抱えている市内事業者を支援するため、事業を“受け渡す”側が承継に要する経費に対して、50万円を上限に補助します。これにより、市内事業者が持つ優れた技術、サービスを次世代へ“つなぐ”チャレンジを支援します。

1 概要

(1) 対象者

次に掲げる要件をすべて満たす中小企業者（個人事業者を除く）※¹とします。

- ①市内に本社を有すること
- ②1年以上事業を営んでいること
- ③市税を完納していること
- ④補助事業の実施計画について、「町田市事業承継推進ネットワーク※^{2・3}」の確認を受けていること

※1 中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者。

主な業種	資本金額又は出資総額	常時使用する従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 市、町田商工会議所、多摩ビジネスサポートセンター、東京都よろず支援拠点、東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター、市内外の金融機関で構成される、事業承継支援に特化したネットワークのことです。各機関が連携しながら、それぞれの強みを活かし、個別事業者のニーズに応じた支援を行います。

※3 確認は、多摩ビジネスサポートセンター（町田商工会議所内）で行います。



(2) 補助対象となる事業及び経費

- ・市内中小企業者が事業承継を目的に実施する以下の事業の経費の一部を補助します。
- ・対象事業は、交付決定の日から原則2025年3月14日までに実施するものとし、支払いが2025年3月31日までに完了しているものとします。

補助対象事業	補助対象経費
専門事業者*によるコンサルティング等を受ける事業	①初期診断に要する経費 ②課題分析に要する経費 ③事業承継計画の作成に要する経費 ④企業価値の算出に要する経費
専門事業者にM&Aの仲介を委託する事業	①仲介・マッチングの登録 ②仲介の着手

※ 税理士事務所、会計事務所、法律事務所、コンサルティング会社、M&A仲介業者その他の事業承継に関するコンサルティング、マッチング支援等を業務として行う事業者を指します。

◆補助対象外となる例

- ・専門事業者に支払う顧問料
- ・官公庁等の手続及び書類作成に係る経費
- ・訴訟又はトラブル対応に係る経費
- ・事業承継の成立時に専門事業者に支払う成功報酬
- ・見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳票類に不備がある場合、または紛失等により帳票類の確認ができない場合
- ・同一事業同一内容で、国や東京都等から助成を受けている場合

(3) 補助率

補助対象経費の1/2

(4) 補助額

上限50万円

※ 1,000円未満切り捨て



2 申請

(1) 申請期間

2024年4月1日（月）～2024年12月27日（金） ※必着

※ 予算上限に達した場合、その時点で申請受付を終了します。

(2) 申請の流れ

①「事業実施計画書」の作成

- ・申請事業者は、まず書類番号②事業実施計画書を作成してください。

②「事業実施計画確認書」の発行

- ・申請事業者は、市に当補助金を申請する前に、「事業実施計画確認書」の発行を受ける必要があります。
- ・書類番号②事業実施計画書（申請者作成済のもの）、③事業実施計画確認書を多摩ビジネスサポートセンター（町田商工会議所内）に、直接お持ち込みください。
※ 提出前に、多摩ビジネスサポートセンターまでお電話ください。
- ・担当者が内容確認後、1週間程度で確認書を発行します。発行準備が整いましたら、ご連絡いたしますので、多摩ビジネスサポートセンターにお受け取りにいらしてください。

<多摩ビジネスサポートセンター>

東京都町田市原町田3-3-22（町田商工会議所内）

電話：042-732-3920

(3) 申請方法

郵送又は持ち込みで提出をしてください。

<町田市事業承継事業補助金 申請書類提出先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課 事業承継支援担当

※ 直接持込される場合は、以下の提出先に持参してください。

提出先：町田市庁舎9階 経済観光部産業政策課 906窓口

（平日 8：30～17：00）



(4) 申請書類

書類番号	書類
①	町田市事業承継事業補助金交付申請書（指定様式）
②	事業実施計画書（指定様式） 申請前に、書類番号「3」とともに「多摩ビジネスサポートセンター」に持参し、確認を受けてください。
③	事業実施計画確認書（指定様式） 申請前に、「多摩ビジネスサポートセンター」から発行を受け、添付してください。
④	経費明細書（指定様式） 収入と支出の金額が同額となるように作成してください。
⑤	事業実施に係る経費が確認できる見積書 申請日時点で有効期限内のものをご提出ください。
⑥	履歴事項全部証明書 発行後3か月以内のものをご提出ください。写し（コピー）でも可。
⑦	完納証明書 町田市庁舎2階 市民税課207の窓口で発行しています。 発行後3か月以内のものをご提出ください。写し（コピー）でも可。

※ 書類番号①～④は、市ホームページ（下記リンク又はQRコード）からダウンロードできます。また、産業政策課窓口で申請書類を配布しております。

（URL：<https://www.city.machida.tokyo.jp/jigyousha/shien/syoukeisien/hojokin.html>）



※ 申請書類は、原則A4サイズで提出してください。

※ 申請書類に不足や誤りがある場合、追加書類の提出を求められること、確認の連絡をすることがございます。

※ ご提出いただいた申請書類はお返しいたしませんので、予めご了承ください。



3 申請受付後の流れ

(1) 交付決定

申請受付後、2週間程度で交付決定通知又は不交付通知を送付します。

(2) 事業実施

交付決定を受けてから原則2025年3月14日までに事業を完了していただきます。

(3) 事業実施報告・補助金支払

事業終了後は、速やかに実施報告書類を提出していただきます。実施報告書の内容を確認し、補助金をお支払いします。

<実施報告書の提出について>

事業終了後、以下の書類を提出していただくことで、補助金の支払いを行います。

- ・町田市事業承継事業実績報告書（指定様式）
- ・事業実施報告書（指定様式）
- ・補助対象経費を支払ったことを確認できる資料
※領収書等の、支払者・支払日・支払金額がわかるもの

※ 事業終了後も、年に1回程度アンケートをお送りしますので、ご協力をお願いします。



4 よくある質問

Q 1. 補助対象事業の初期診断とは何ですか？

A 1. 専門事業者が事業者に対し、最適な事業承継支援課題の設定、支援方法を提示するために実施する、初回面談・相談のことです。

Q 2. 補助対象事業の課題分析とは何ですか？

A 2. 専門事業者による、事業者が抱える事業承継の問題を抽出、整理するために行うものです。課題整理を行うことで、“事業承継計画”をスムーズに作成することができます。

Q 3. 補助対象事業の事業承継計画とは何ですか？

A 3. 国の税制優遇を受けるために必要な計画であり、予定している承継のタイミングに向けた取り組み内容、スケジュール、及び承継後5年間の経営計画等を記載する内容となっています。

国の特例税制の適用を受けるためには、この計画の認定を都道府県知事から受ける必要があります。

Q 4. 補助対象事業の企業価値の算出とは何ですか？

A 4. 専門事業者が、企業全体の価値や株式の価値等を計算し、数値化することを言います。

企業が保有している資産の価値は、例えば承継の際にかかる税金等や、M&Aで売却する際の価格の算出に必要となるものです。



Q 5. 事業を受け継ぐ企業が市外でも対象となりますか？

A 5. 対象となります。事業を“受け渡す”事業者が市内に本社を有することが要件となります。

Q 6. 見積書、契約書（受発注書）、納品書、請求書、領収書等の帳票類を紛失してしまったら、どうすれば良いですか？

A 6. 発行元に再発行を依頼してください。帳票が無いと補助金の交付ができません。

Q 7. 消費税分は補助対象になりますか？

A 7. 対象になりません。対象となるのは、税抜金額です。

Q 8. 交付決定前に契約を締結し、支払が事業実施期間内の場合、補助対象となりますか。

A 8. 対象になりません。交付決定後に締結した契約が対象となります。

<町田市事業承継事業補助金 問い合わせ先>

〒194-8520

東京都町田市森野2-2-22

町田市経済観光部産業政策課 事業承継支援担当

電話：042-724-3296

FAX：050-3101-9615

メール：keizai010@city.machida.tokyo.jp

